



報 告 い ず み ぎ き

村作り五原則

- 一、互いに仲良く助け合い、明るい村を作りましょう。
- 一、教養を深め、文化のかけこみ高い村を作りましょう。
- 一、環境を整え、健康で清潔な村を作りましょう。
- 一、勤労に励み、豊かな村を作りましょう。
- 一、きまりを守り心を合わせて平和な村を作りましょう。

昭和53年5月5日発行

(第132号)

編集・泉崎村役場総務課

印刷・野木印刷所



スポーツ

シーズン

到来

野外においてスポーツを大いに楽しむことができる季節になりました。

若葉、新芽の萌えだすのと同じように人間もまた自然に歩調を合わせた動きをするようになります。この季節を大いに利用し、老いも若きもスポーツを楽しみたいものである。

今月の納税

・固定資産税…第1期

○ 5月31日までに納入してください。

5月号

特例納付について

国民年金で、滞納で時効になった保険料を、まとめて払い込んで年金を受ける権利を回復するのが、特例納付で七月一日から実施の予定です。そこでその一例を紹介してみましよう。

「大正七年七月生れで七月に六十才になるAさんが一度も保険料を払っていなかった」という場合を例にとりましよう。Aさんは、昭和三十六年四月の国民年金が出来たときから、ことしの六月分まで、十七年三月分の保険料を払い込むと別表のようになります。

国民年金

保険料は、納期を過ぎて二年たつと時効になります。七月が納期になっているのは、四、五、六月分です。五十一の四月分以降はまだ時効にかかっていません。従って、その時の保険料で計算します。

(A) 五十二年三月分以前の十五年分 (D) は時効になつていないので、特例納付の月四千円の保険料となります。(A)(B)(C)を合計すると総額七十七万一千三百九十円です。これだけ払って

おくと、五年後の六十五才になつてから、月二万八千七百七十五円の年金を受給できます。もつとも、受給資格期間を短縮する特例があつて、大正七年生れのAさんは、最低十三年(一五六ヶ月)分の保険料を払えば老令年金を受給できますから、四十年七月分以降だけを払つてもよいわけで、その場合は(A)(B)(C)の合計で五十六万七千三百九十円ですが、年金も月額二万六千六百八十三円になります。結局Aさんは、七十七万円の貯金をすれば、五年後から月二万九千円近くの年金、五十六万円の貯金なら二万二千円ほどの年金ももらえることになり、二年余で保険料のほとんどは、それ以後長生きすれば、そつくり得をする勘定になります。

（大正七、七生れ）
Aさんの特例納付保険料の計算

年	月	納付額	計算式	合計	
36年	4月	2,730円	2,730円 × 3 = 8,190円	771,390円	
40年	7月	2,200円	2,200円 × 12 = 26,400円		
51年	4月	1,400円	1,400円 × 12 = 16,800円		
52年	4月	4,000円	4,000円 × 180 = 720,000円		
53年	4月	4,000円	4,000円 × 129 = 516,000円		
① 36年4月から納めた時 (17年3ヶ月)					
② 49年7月から納めた時 (13年間)					
③ ① + ② = 567,390円					

老令福祉年金の受給手続をしていない方は今すぐに御存知のように老令福祉年金(無拠出年金)は、満七〇才の誕生日をすぎればその受給権が発生しますがまだその裁定手続の済んでいない方は、今すぐ役場得手続して下さい。

更に老令福祉年金は、明治四十四年四月一日以前に生れた者だけが受けることができます。それ以降に生れた方は、老令年金(拠出年金)の方を受給するようになります。ただし七〇才になつても現行で三十三万以上の他の公的年金を受給されている方は、老令福祉年金は停止されませんが、一応手続のしていない方は、係まで御連絡下さるようお願いいたします。

県政相談室の設置

福島県の行政機構改革にあたり、県民と県政を結び、広報広聴機能を、より効果的、機能的なものとするために四月一日から県政相談室を新たに設けました。更に県南行政事務所内に県政相談コーナーを設け、それぞれ県政相談員を配置し、県民の県政に対する要望、苦情等を組織的、継続的に把握し、その問題解決について積極的にとりくむ体制を整える一方、交通事故相談についても、県政相談室に相談員を配置し統合的な交通事故相談に应付する体制を整備されましたので、この制度の目的をご理解されその活用についてご協力を賜われますようお願いいたします。

国土調査推進協議会 委員委嘱される

国土調査事業の開始に伴ない昭和五十三年度は関和久地区(一部)より実施されます。

したがって地籍調査事業を円滑に推進するにあつて国土調査推進協議会の委員は左記の仕事をしていきます。

- 一、地籍調査の趣旨の普及及び宣伝に関すること。
 - 二、一筆調査の作業実施計画の作成と円滑な運営に関すること。
 - 三、村当局との連絡、各委員の連絡、並びに土地所有者にその伝達に関すること。
 - 四、境界紛争に関し和解の勧告、その他紛争の円満解決に関すること。
 - 五、その他地籍調査に関すること。
- | 委員名 | 所属 | 職務 |
|-----------|------------|-----|
| 鈴木寛 | 六堰土地改良区理事長 | 委員長 |
| 田崎豪 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 佐川力 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 鈴木兵作 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 大塚春男 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 田崎五八 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 田崎敏男 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 佐川常光 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 緑川正喜 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 田崎庄作 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 緑川直衛 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 穂積正恵 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 田崎三二 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 緑河啓 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 緑川米吉 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 岡部清 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 実施地区自治組合長 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 委嘱者 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 鈴木俊貞 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 田崎多喜男 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 田崎康水 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 田谷正一 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 渡部健次 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 藤田一郎 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 鈴木博 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 佐川清治 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 塩田寅雄 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 佐川末造 | 田崎村協議会 | 委員 |
| 滝田雄一 | 田崎村協議会 | 委員 |

野鳥を愛し育てましよう!!

最近野鳥の巣や卵、ヒナを捕つたり、カスミ網やトリモチで野鳥を捕る人が多いうのですが特に許可を受けた場合以外は絶対に捕ることはできないことになっております。

無許可で捕らないようにお互いに注意して下さい。

又、野鳥をカゴで飼うときは県知事の許可がないと飼えないことになっております。

なお、詳しいことは役場か鳥獣保護員又は、棚倉林業事務所にお尋ね下さい。

- | 氏名 | 役職 | 所属 |
|-------------|----------|--------|
| 田崎政美 | 泉崎村協議会議長 | 田崎村協議会 |
| 笠井由春 | 業委員会委員 | 田崎村協議会 |
| 本柳正 | 業委員会委員 | 田崎村協議会 |
| 泉崎村土地改良区理事長 | 業委員会委員 | 田崎村協議会 |
| 滝田雄一 | 業委員会委員 | 田崎村協議会 |

鳥峠を新観光地に…

御協賛ありがとう

鳥峠を新観光福島三十景に入選させる運動は全村民の協力と近隣市町村からの熱い御協賛をいただいて、七万票を越える投票数を確保して、四月末で締切られと願っている。

次の通りの協賛を得たので、紙上に発表し、心からの謝意を表したい。

村民一般の協賛金

六五九、一〇〇円

村内外の特志協賛

一、一八七、七〇〇円

合計 一、八四六、八〇〇円



体育協会だより

『S・53・運営方針決まる。』

本村の体育協会も昭和49年7月に発足され今年で5年目に入りました。

今年役員改選の年であり、去る4月11日に体育協会総会において新役員及び本年度の事業等が決定されました。

その主な事項をお知らせいたしますと次のとおりです

体育協会長 海上 博之

副会長 菊地忠二郎

体育協会副会長 佐川 功

監事 前内 正次

田崎 豪

小林英雄

その他例年どおりスポーツ傷害保険加入を促進する

詳しくは事務局（村中央公民館）にお問い合わせ下さい。

電話 二二五八

千年杉

〈郷土編纂室だより〉

昔、鳥峠の領有をめぐる関和久村、北平山村と泉崎村が、争ったことがあった。お互いが自分の村のものだと主張して、どうしても決まらなかつた。

それと言うのも、鳥峠には広い面積の山林や寺、お宮などがあつて、その収入も莫大だつたからであつた山には亭々とそびえる杉、松の太木に原生林が昼尚暗く繁つており、立木だけでも莫大な金額となるからお互いの村では、自分の村の所有だと主張し続けておつた

いつまで話しあつても、ラチがあかないので村の人たちも困りはててしまつた。

そのうち一人の古老から「そんなら、鳥峠の頂上のこの太い杉の木を年齢を当てつけて、そのうちの一番近い年数を当てた村が鳥峠を領有するようにしたらどうだんべ」との提案があつた。

並居るみんなは「それはいい。」と賛成の意のあるような雰

囲気であつた。そこで各村毎に協議した結果、その杉の年齢をあてその所属を決めることとした。

関和久村は八百年と言いい北平山村は九百年と言いい泉崎村では千年と各々の意見が出揃つた。そこでその杉を切り倒すことになつたやがて木挽きが鋸を入れ杉は切り倒された。

その切り口の年輪を数えたところ千三年であつた。遂に鳥峠は、泉崎村のものとなつた。

泉崎村の古老は昔から、「千年大木うらから枯れる。」との諺を知つておつたのでこの杉の大木もすでにうらの方から枯れ始めておつたから、千年以上と、諺の通りに意見を出したのが当つたのだと伝えられている。

泉崎村文化財審議委員

遠藤 輝之助

社会体育事業計画 (S 53年)

(S 53年)

月 日	事業名	備 考
5月21日	早起き野球大会	職域、クラブ、愛好者
21日	壮年ソフトボール大会	40才以上
6月4日	村民ハイキング	尾瀬方面
11日	前期職域対抗ソフトボール大会	男女年齢等制限なし
25日	支部対抗女子ソフトボール大会	小・中・高除く
7月2日	前期支部ソフト・家庭バレー	
23日	支部野球大会	勤労青年15才以上
7月	県総体県民スポーツ大会	壮年ソフト、家庭バレー、卓球、パドミントン。
8月6日	後期職域対抗ソフトボール大会	商工会青年と共催
9月3日	後期支部対抗ソフト・バレー	
10月1日	村民体育大会	
29日	壮年ソフトボール大会	40才以上
11月12日	パドミントン大会	ダブルス男・女
3月4日	職場対抗卓球大会	
11日	支部対抗卓球	1チーム男3名、女2名

※ ここにあげた行事の他にも体育協会では、審判講習、歩け歩け、等計画しております。



広域消防吏員の募集について

一、採用試験要旨

この試験は、白河広域市町村圏住民の生命、身体、財産を火災等の災害から守るため、消防署、分署及び出張所に従事する消防職員を採用する。

二、採用予定人員

若干名

三、受験資格

(1)学歴

学校教育法による高等学校卒業以上の者、又は同等の学力を有する者

(2)年齢

昭和三十一年四月二日から昭和三十五年四月一日までに生れた男子

四、試験の方法

(1)第一次試験

ア、日時
昭和五十三年六月二十八日(水)午前十時～午後二時
イ、場所
後日連絡します。
ウ、科目
国語、社会常識、数学、基礎物理、化学、作文

(2)第二次試験

身体検査及び体力テスト

スト (3)第三次試験 面接

五、受験申込手続

(1)申込書は各消防署及び役場にありませう。
(2)申込受付期間
昭和五十三年六月一日(日)から昭和五十三年六月二十日(火)までとする。

※その他詳細については、役場総務課まで問い合わせ下さい。

「寄附金」ありがとうございました。

四月中に下記の通り寄附がありました。厚くお礼申すのであります。

一、コース及び受講料
基本コース・七千二百円、専門コース(労働法)七千五百円、専門コース(賃金)七千五百円、各コース共六課目、どのコースを選択されても自由です。

一、募集締切り
八月十五日
できるだけ早くお申し込み下さい。
一、申し込み先
日本労働協会各都道府県労働教育主管課またはもよりの労政事務所に申し込んで下さい。

一、コース及び受講料
基本コース・七千二百円、専門コース(労働法)七千五百円、専門コース(賃金)七千五百円、各コース共六課目、どのコースを選択されても自由です。

一、募集締切り

八月十五日

できるだけ早くお申し込み下さい。

一、申し込み先

日本労働協会各都道府県労働教育主管課またはもよりの労政事務所に申し込んで下さい。

一、申し込み先
第一小学校備品購入資金 一金 一万円也
中学校施設整備資金 一金 一万円也



老人クラブ連合会

一金 一万円也

幼稚園施設整備資金

一金 一万円也

おいわい

おめでた

おくやみ

□結婚おめでとう

こざいます

小林芳夫 静枝

富久保四四

阿部信一 サチ子

泉崎字愛宕山 四七

野崎 功 美代子

根岸六

□出産おめでとう

こざいます

泉崎字外ノ入二四(父名) 中野目喜雅 春雄

泉崎字館一一九

萩原辰也 俊男

太田川字岩崎四

橋本 歩 清毅

泉崎字上狐山二八の五

橋本陽子 一義

泉崎字谷地久保五一の七

白木里枝 睦夫

泉崎字下宿三八

本柳康陽 義秋

太田川字居平四四

大森幸江 一郎

泉崎字高屋三六

中畑 真 満

太田川字居平四

深谷 修 正一

関和久字愛宕町七六

佐川美紀子 照夫

謹しんでお悔み 申し上げます

泉崎字八ヶ代一 武藤シゲ 九四才

